

五論点についての構成員からの意見

1 届出取消・取消処理等

自治体名	対応
自治体 A	<p>【対応】 パッケージが用意している「履歴を残さない修正」により対応している。</p> <p>【趣旨・理由】 異動届出住民からの取り消し依頼や、予定で受け付けた転出届出、職員の誤入力等に起因して住民異動履歴を残すべきでない履歴が作成されることがあるため。</p>
自治体 B	<p>・転出の取消においては、住基システムメニューの「転出取消」で行う。この場合、住民票は改製がかかる仕様となっている。また、異動履歴を残す場合は「職権修正」、異動履歴を残さない場合は「訂正変更」により異動をかけている。異動履歴を残す、残さないは、住基ネット及び他業務との連携、取消のケースにより異なる。</p>
自治体 C	<p>【対応】 徐票になる届出の取消があった場合は、「回復」「転出取消」の処理で住民票を回復している。転入時の異動日や住所の修正は、他システムの影響を調査し問題なければ、「上書き修正」（履歴を残さない修正）で対応し、CSへ連携している。誤った住所での証明書の発行があった場合は、「申し出による職権修正」で履歴を残している。「転入」「転居」は、本人の届出によるものであるため、取消の届の場合、システムの異動処理で履歴を残す処理を行っている。その際、CSで附票通知が本籍地に連携されるため、本籍地市町村に電話で説明している。</p> <p>【対応の趣旨・理由】 戸籍附票と住民票に齟齬が発生しないようにするため。</p>
自治体 D	<p>【対応】 取消処理（届出者の起因や誤記載等）について、全て記録（回復前～回復後の履歴）を残している。ただし、証明書へ記載するかどうかについてはフラグで対応している。</p> <p>【趣旨・理由】 他課とリアルタイムで連携しており、DBを直接修正すると修正過程が共有できなくなるため</p>
自治体 E	<p>【対応】 「転居の取消」は、データ取消することも可能だが、「取消」が他システムに流れないため、転居後に履歴を残し住所、異動事由、住定日、世帯番号等を戻す「転居取消」の入力をしている。</p>

自治体名	対応
	<p>誤記の場合では、すぐ修正する場合を除き原則履歴を残している。(この場合、住基ネットでは履歴が残り相違が生じている)</p> <p>「転入通知未着による職権消除」は、自治体によっては行っていないところもあるが、処理を行っている。附票通知は統合端末で送信している。今後複数のサーバへ情報を流すこと、転入通知の一形態と考えれば、通知未着消除は必要と考える。</p> <p>【趣旨・理由】</p> <p>ベンダにより異動事由の有り無しがある。普通は存在する異動事由は、基盤へ連携すると思うが、異動入力後の修正は連携しない項目もあることがあるので注意。履歴の修正を行った場合に、情報の連携をどうするか。ベンダによる特殊な処理を検証する必要があるのではないか</p>
自治体 F	<p>【対応】</p> <p>異動履歴を残すべき「取消」と異動履歴を残さない「取消」(データメンテナンス)の両方を設けており、原則は異動履歴を残しますが、証明発行状況等を勘案して、異動履歴を残さない対応を許容しています。</p> <p>【趣旨・理由】</p> <p>一時的にしる記録されていたことがあれば、その通りの記録を残すべきとの考えですが、中間サーバの世帯履歴のように、最終的にどのような履歴を辿ったのかを綴ることを本旨とし、それに至るまでの修正等の過程は別途管理するという方式もありかと思えます。DBデータ量の増や、何が最終的に残すべき状態かの判断が必要になってくるなど管理の負担も増えると思えます。</p>
自治体 G	<p>異動事由によらず異動履歴を残すべき「取消」と異動履歴を残さない「取消」(データメンテナンス)の両方が必要と考える。取消内容と他業務連携のタイミングもあるため運用には十分な留意が必要。標準仕様として運用方法を明確化すればよいと考える。</p>
自治体 H	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出取消・回復のみ届出の取消処理がある。 <p>上記以外で取消す場合は、住民票データの変更処理で異動前の状態へ修正する。</p> <p>【趣旨・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、届の取消に関しては異動履歴を残すことになるが、異動履歴を残さない取消が発生した場合に変更処理で異動自体が無かったこととして処理を行っている。
自治体 I	<p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民からの届出錯誤(転居取消)によるもの ②入力誤りによるもの <p>上記2点、事業者が想定していない誤りは、回復処理が難しい。極論、更正は管内を転々</p>

自治体名	対応
	<p>としていても、住基は職権消除→最新住民票作成、国保等絡む場合は、国保住基の履歴を調整する等、各システムのミニ住基個別対応で処理。</p> <p>【対応の趣旨・理由】 上記②の場合を想定し、機能要求するのは、避けるべき。自治体Iでは、システムの安定性等にも影響すると考え PKG 範囲内で運用している。</p>
自治体J	履歴を残す修正、残さない修正はどちらも可能です。
自治体K	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錯誤等の届出により、一旦入力した住基データを削除したい申し出を受けた場合、申出書を提出させ、内部決裁後、一旦入力したデータを削除している。よって、入力したデータを完全に削除できる機能が必須となる。 ・ 削除した履歴も閲覧することがあるため、削除したデータの履歴が閲覧できる機能が必要。 ・ 転出取消等により、削除された住民票を再び回復することがあるため、住民票の回復できる機能が必須。
自治体L	届出の取り消しについては、基本的には履歴を残している。職員の入力ミスで住民票の発行がされていないなど影響がない場合については、履歴を残さない修正をしている。

2 エラー表示

自治体名	対応
自治体 A	<p>【対応】 入力必須項目（氏名、住所地番、個人番号、住民票コード）等の空白や、チェックデジットを有する個人番号、住民票コード等の誤入力に関してエラーを返す。</p> <p>【趣旨・理由】 入力漏れ、入力誤りの防止。</p>
自治体 B	<p>・住基ネットとの連携で異常が発生している場合、ホーム画面でその旨のメッセージが表示。</p> <p>異動更新時にエラーが発生した場合に表示あり。主に連携している業務関連のエラーが多く、どの業務（国保や年金等）においてエラーが発生したかを表示。（エラー内容の詳細は表示されない）</p>
自治体 C	<p>【対応】 異動を更新する際、必須項目がチェックされエラーが表示される。日付の比較チェックや各項目の論理チェックで細かくエラーが表示される。また、エラーは解決しなければ、更新できないが、注意を促し、そのまま更新できる警告表示もある。転入時の住民票コードは手入力しているが、システムはチェックデジットのチェックでエラーとしている。たまたま 11 桁のうち 2 か所誤り、チェックデジットが通ってしまいそのまま更新してしまったことがある。</p>
自治体 D	<p>【対応】 画面上でのエラーチェック（必須項目、未来日等、項目間の論理矛盾等）後、単純な入力誤り等を入力確認票により目検確認をした上で更新処理をしている。</p> <p>【趣旨・理由】 他課や C S 等に即時連携しており、誤入力による影響が大きく、リカバリーに多大なコストがかかるため</p>
自治体 E	<p>【趣旨・理由】 氏名と筆頭者の氏は同じであること。外字作成中や文字桁あふれの場合はエラー表示。住定日より遡った異動エラーにすること。</p>
自治体 F	<p>【対応】 論理的に認められないものや必須項目の未入力はエラーであるが、論理的に有り得るがあまり事例がなく確認が必要なものはアラートという考えです。アラートについては「継続」を選択すれば処理継続できます。また、アラートについては熟練者には不要と思われるものもあるので、「すべて」「一般」「最小限」と表示レベルを個人単位で設定できるようになっています（パッケージ機能）。</p>

自治体名	対応
	<p>【趣旨・理由】 再転入時の紐付け候補者や、通知の引用候補などサジェスト機能（どの条件に合致するとサジェストするか）も同様の論点かと考えます。</p>
自治体 G	業務の性質上、可能な限りのオンライン入力チェック及び画面でのエラー表示が必要と考える。そのうえで、当市では入力確認票（異動連絡票）を出力し最終確認を行っている。
自治体 H	<p>【対応】 ・論理エラーや必須項目の未入力のまま次画面へ進むとき等にエラー表示がある。（エラー部分についても表示される。）</p> <p>【趣旨・理由】 ・処理誤り防止等のため</p>
自治体 I	<p>【対応】 日付入力の整合性エラー以外に、例えば、届出期間経過通知書のメッセージ表示があると良い。</p> <p>【対応の趣旨・理由】 入力誤り防止機能だけでなく、市民に届出いただく用紙等の提出漏れ防止</p>
自治体 K	<ul style="list-style-type: none"> ・別の個人番号を誤って入力した際、関係機関及び他部署の事務に大きく影響を及ぼすため、警告メッセージ（「既に登録済の個人番号です」等）が必要となる。 ・同日中、別住所の住民票交付防止のため、証明書発行後、同日中に住所異動があった場合の警告メッセージ（「同日中に、帳票が発行されています」等）が必要。 ・性別を「男」として入力して、続柄「妻」となっている等、データ入力に矛盾が生じた場合の警告アラームが必須となる
自治体 L	画面遷移ごとにエラーが表示されている。必須項目や事由的に変更すべき場所に、目印がないため画面遷移時に再度入力やご決裁になってしまっている。エラーについては、内容によって次のアクションにつながりづらいものがある。ただエラーと表示するのではなく次にどのようなアクションを行うべきかまでわかるようにしておく必要がある。

3 改製関係

自治体名	対応
自治体 A	<p>【対応】 パッケージの所定の回数を超えた異動については、住民票を改製している。</p> <p>【趣旨・理由】 履歴入りの住民票の写しを交付するために、パッケージの帳票様式の紙幅の都合上必要となる。</p>
自治体 B	<p>・改製のタイミングは、各記載事項の枠内の行数が埋まりしだい、次の異動で改製する仕様となっている。単位は個人単位での運用で、修正された旧情報は移記していない。住民等からのニーズもないため、そのように対応している。</p>
自治体 C	<p>【対応】 システムは、住民票の各項目の履歴数を超える異動が発生した際、自動的に改製している。不要な履歴がある住民票は、強制的に改製し、「発行不可」の設定をしている。</p> <p>【対応の趣旨・理由】 担当者的入力誤りにより不要な履歴が記載されている住民票を発行できないようにするため。</p>
自治体 D	<p>【対応】 現行システムにおいて改製はおこなっていない。（旧システムでは異動の都度改製していた。）</p> <p>【趣旨・理由】 各記載事項の領域超過がないため</p>
自治体 E	<p>【対応】 自治体 E で大規模に改製を実施したのは H17 合併時の旧町分と H24 システム更改時に移行データ段数オーバー分の改製処理です。システム更改ではベンダーが変わると改製がほぼあります。</p> <p>【趣旨・理由】 標準システムへの移行があれば必ず改製があると考えます。住所欄や備考欄の最大段数は差が大きい。現在のデータに限らず、改製原も移行（又は除票簿として）が必要。</p>
自治体 F	<p>【対応】 個人票で管理しています。紙時代の考え方を引きずっており、一項目でも満欄（多くは 3 履歴だが 1 履歴のみの項目もあり）になれば次の異動で改製しています。</p> <p>【趣旨・理由】 住民票コード・マイナンバーは変更も少なく、履歴を示す必要性も少ないと考え、ホストから現行システムへの再構築の際に 1 履歴改製にしています。</p>

自治体名	対応
自治体 G	<p>自治体 G の過去のシステム変更時では、全住民の住民票の改製処理を行っている（新旧システムの改製等の仕様に差異あり）。その上で新システムでは、旧システムの改製原住票をサブシステムで閲覧・印刷等を可能としている。自治体 G の過去のシステム変更時では、全住民の住民票の改製処理を行っている（新旧システムの改製等の仕様に差異あり）。その上で新システムでは、旧システムの改製原住票をサブシステムで閲覧・印刷等を可能としている。</p> <p>各自治体で、例えば、何回の住所異動で改製するか差異がある状況だが、パラメータで各自治体希望の回数を制御（大多数のベンダーが機能保有）することが困難であれば、標準システムとして固定の回数・仕様を決めて運用すべきと考える。この場合、旧システムの改正原住票の扱いは、例えば簡易なサブシステムにより閲覧・印刷を可能とする等ベンダー各社の考えを踏まえ検討すべきと考える。</p> <p>なお、自治体 G では、過去の世帯がどのような構成員であったか等（過去の世帯票）を要求されるケースは無く、その要求があっても個人の履歴を追えば把握可能と考えるため、大多数の基本パッケージで機能を有さない世帯票の履歴は標準仕様としては不要と考える。</p>
自治体 H	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各記載事項で決められた行数（枠内）を超えたとき自動改正する。 ・職員が任意で改製することもできる。（状況に応じて。基本は行っていない）
自治体 I	<p>【対応】</p> <p>①システムの刷新時（同じ事業者でも、システムの Ver が相違すると改製） ②住民票（個人票）の各項目が満欄（各項目の履歴数保有能力によって改製タイミングが相違）</p> <p>いずれも、ベンダーの PKG 機能に従っている</p> <p>【対応の趣旨・理由】</p> <p>上記いずれも、履歴保有数に応じ、住民の手数料に直結するが、カスタマイズ改修費用、運用保守料だけでなく、システムの安定性等にも影響すると考え PKG を採用している。</p>
自治体 J	<p>現行ベンダの仕様に従って一定数の変更履歴により改製しています。</p>
自治体 K	<p>・世帯票については改正をしておらず、あくまでも個人票だけの対応で、個人票に記載される項目が規定回数以上になると改正されると認識をしている。請求内容によっては改正除票が数枚必要なケースも見受けられる為、項目の規定回数を増やすべきではないか？</p>
自治体 L	<p>個人票であり備考欄に履歴を追記する住民票を使用しているため履歴の追加のために改正することはないが、この運用自体が住民制度課の通知の趣旨と不整合がある可能性はある。改製については、システム更改時にも改製を行う必要がある上、改製と同じ状態で住民票を発行する必要があるため、過去の住民票のイメージを市新システムで表現</p>

自治体名	対応
	する必要がある。住民票の除票(改製を含む)が150年保存となったため、システム更改時にどのように移行していくかが課題と認識している。

4 除票関係

自治体名	対応
自治体 A	<p>【対応】 保存期間 150 年対応は完了したが、システム対応未了につき当該除票の交付請求には応じていない。 標準化した際には、個人票/世帯票の別と除票者含む/含まないの別毎に表示内容と認証文の表記整理が必要と考える。現状、除票者については備考欄に「除票」の表示がされ、認証文に「除かれた」が付加される。</p> <p>【趣旨・理由】 居住関係の公証機能において、除票については所定の表記が必要であるため。</p>
自治体 B	<p>・除票・改製原住民票の保存期間については、現行 5 年間を設定しており、5 年を経過した住民について「除票後 5 年経過の住民票は発行できません。」というメッセージが表示される。 デジタル手続法により、保存期間が 150 年と延長されたが、設定変更により 5 年経過後の除票についても発行は可能である。</p>
自治体 C	<p>【対応】 現行システムの前バージョンのシステムへ移行（平成 13 年）してからの除票・改製原住民票は現行システムで照会・発行が可能である。それ以前の除票・改製原住民票は外付けシステム（又は外部システム）で管理しているが、5 年ほど前から、参照することもなくなった。これまでは、5 年経過した除票・改製原住民票の発行時は警告メッセージを表示していたが、デジタル手続法で 150 年になったため、現在はこの警告メッセージは表示されない。標準システムへ移行する場合、標準除票・改製原住民票管理システムも装備することが望まれる。</p>
自治体 D	<p>【対応】 現時点で過去数年間のデータ（除票を含む）を保有している。証明書の発行については保存年限で制御している。</p> <p>【趣旨・理由】 データ消去については、150 年への対応を含めて調整中</p>
自治体 E	<p>【趣旨・理由】 システムによっては、①転出で異動日に関係なく除票扱いとなる。②職権消除や死亡の消除事由・年月日を消除欄でなく備考欄に記載し、入力や証明書発行に手間が掛かる。 ③消除となった日が正しくないものがある。①の場合は共通基盤に確定処理が流せない ので、受取側のデータ利用が難しいのではないかと</p>
自治体 F	<p>【対応】</p>

自治体名	対応
	<p>現存の住民については世帯連記式でも発行していますが、除票については個人票のみです。除票者を含めて、ある時点で同一世帯であったことを証明しようとする、個別に個人票を発行し、同一住所・同一世帯主・居住期間の重複を元に判断いただくしかありません。</p> <p>【趣旨・理由】 オンライン画面では世帯履歴検索と選択した世帯番号に所属した人の始期終期の確認は可です。</p>
自治体 G	<p>自治体 G では、世帯票に除票者を加え出力することはない。これを実現するためには、世帯（票）全体の履歴を保持する機能が必要であると考えられ、システムが複雑になり、遡り異動やメンテナンスがある場合の対応も困難と考える。仮にその必要があっても、個人の住民票や改製原と組み合わせて、当時の世帯構成を判断できるため不要と考える。（上記 2 同様）</p> <p>除票データの保存期間は制度に委ねる。データ容量やレスポンスが課題となる場合、例えば 5 年経過の除票データについて、簡易なサブシステムにより閲覧・印刷を可能とする等ベンダー各社の考えを踏まえ検討すべきと考える。</p>
自治体 H	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前システムの様式（世帯票、現在は個人票）での除票（システム変更前の除票）で、5 年経過以降も発行しており、標準化後のデータ等（様式含）取扱いについて。 ・5 年以上経過した除票について、他市区町村での状況も知りたい。（交付している市町村はあるのか？） <p>【趣旨・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年経過以降の除票についても、住民が手続上必要と思われる場合は発行している。
自治体 I	<p>【対応】</p> <p>除票・改製原住民票が 5 年間保存から 150 年保存になったこと、またシステム刷新時のデータ移行において、再転入等を考慮すると、結果的に全 DB を移行している。</p> <p>【対応の趣旨・理由】</p> <p>再転入を意識し除票も移行。当市での再転入率は、転入者の 15% 程度。約 80% (575/723 半年間) の該当者が既存システムより前（10 年前）のデータで紐付け再転入。</p>
自治体 J	<p>現行の A C O S では、除票は転出等であれば世帯単位でも可能ですが、1 人世帯と複数人世帯で認証文を選択して対応しています。オープン化後には個人単位でしか出力できないと説明をうけています。ベンダ仕様に合わせます。</p>
自治体 K	<p>令和年 5 月 31 日の住基法改正に伴い除票の保存年限が 150 年となったが、自治体 K では除票の廃棄という決断に踏み切れなかったため、昭和 57 年以降の住民票は保存して</p>

自治体名	対応
	おり請求があれば当該除票については交付している。
自治体 L	個人票であるため、除票者と現住者が混在する住民票は出ない。除票については、改製にもある通り 150 年保存することになったことによるシステム対応が難しいと考えられる。

5 DV 関係

自治体名	対応
自治体 A	<p>【対応】 支援措置決定がされた対象者について、以下の一連の処理を実行。</p> <p>①支援措置対象者一覧への入力 ②住民基本台帳システム照会画面に注意喚起情報を作成</p> <p>③戸籍システムに注意喚起情報を作成 ④住民総合システムの「宛名管理」機能で個人制御情報を入力</p> <p>⑤住民基本台帳の閲覧名簿出力への制御情報入力 ⑥個人番号情報提供ネットワークシステムでの不開示フラグ設定 ⑦申出者、前住所地市町村、本籍地市町村へ措置決定通知 ⑧庁内担当部署へ支援措置決定を周知</p> <p>【趣旨・理由】</p> <p>①住基システムで支援措置加害者情報等管理できない項目が存在するため、エクセル様式で一覧を作成。</p> <p>②住民票照会は、広く庁内に権限付与しているため「措置の決定、住民票・戸籍の附票の写しの制御」について注意喚起情報を作成。（照会とともにポップアップはしない）</p> <p>③戸籍の附票は戸籍総合システムから作成しているため、注意喚起情報を作成。（戸籍の附票作成処理を実行しようとするするとポップアップする）</p> <p>④地方税や福祉担当部局等、住基システム以外で、同一ベンダが提供する住民総合システム側への連携のために「宛名管理」機能で支援措置対象者となった旨の情報入力。併せて、住民票の照会、住民票の写し発行機能上で、画面にポップアップする注意喚起情報が作成される。</p> <p>⑤年2度、ベンダから納品される「住民基本台帳の閲覧用名簿」から支援措置対象者を除外するフラグを作成。</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムにフラグ設定。（国通知による）</p> <p>⑦申出者等に措置決定通知を作成、通知（住基システム側で機能を持たないので手処理）</p> <p>⑧住基ベンダ以外が提供するシステム等支援措置連携機能を有しないシステムを利用する部局あて情報共有。</p>
自治体 B	<p>・支援対象者の異動処理については、申出書（転送分含む。）を受け、次の処理をしている。</p> <p>①住基システムメニュー内の「メモ機能入力（強制通知表示）」を使い「支援措置対象者」として登録</p> <p>登録内容は、表示期間、個人、世帯の別、業務区分（全体、宛名、住民記録、少量バッチ等）、詳細（備考的なもの）等。業務区分を「全体」で登録すると、住基システムと連携している業務（国保、税、年金、福祉、児童手当、選挙）でも強制通知で「支援措置対象者」が表示され、システム上で情報共有ができる。</p>

自治体名	対応
	<p>詳細には「郵便物等を誤って送付しない」などの注意事項を入力している。加害者名等の入力はなし。</p> <p>なお、支援措置対象者情報については、システム以外に関係する各課へ通知を出し情報共有している。</p> <p>②住基システムメニュー内の「発禁入力・解除」を使い「証明発行」について禁止設定証明書発行の設定は○、×で区分され、通常○のものを×に変更する。同じ画面上に「支援措置対象者」が表示され、発行が禁止されていることが分かるようになっている。支援措置責任者（町民課長）が解除しない限り証明発行はできない。</p> <p>※自治体 B のシステムでは、支援措置対象者の設定と証明書発行禁止の設定をそれぞれ行う必要がある。（設定漏れの危険あり。設定は一度で済む方がよい。）</p>
自治体 C	<p>【対応】</p> <p>DV、ストーカー、その他（虐待等）は、台帳を照会時はポップアップが表示される。証明書の発行時は設定を解除することなく、支援措置責任者の許可で発行可能としている。また、これらの情報は、パッケージ内の各業務から発行される証明書にも適用されている。システム的には団体の組織や運用に合わせた汎用的な設定ができることが望まれる。</p> <p>【対応の趣旨・理由】</p> <p>「総行住第 60 号」「総行住第 93 号」「総行住第 111 号」等総務省通知に則り、システムも対応しているため、運用的にも徹底するようにしている。</p>
自治体 D	<p>【対応】</p> <p>対象者の証明書発行や異動処理について、処理できないように制御している（処理停止のフラグによる）。</p> <p>なお、対象者の管理や他課連携等は完全に別管理となっている。</p> <p>【趣旨・理由】</p> <p>セキュアな情報となるため慎重に管理する必要があり、システムの機能として画一的な運用が難しいため（期限経過後、自動的に解除したくない等）</p>
自治体 E	<p>【対応】</p> <p>仮ロック処理では、同一システム内の異動や帳票出力が不可となる。また、仮ロックを誤って解除した場合に備え、住民票・印鑑関連の帳票が不可となるよう DB を操作。ロック後は、連携するシステムには、派手な表示し、帳票出力不可になる。番号連携サーバは非開示登録。発行は DB の発行禁止解除後出力する。DB の発行禁止画面での操作権限は「DV」として別途作成。新システムでは仮ロック時点で、共通基盤を通じ他システムへ情報を提供予定。</p>

自治体名	対応
	<p>【趣旨・理由】 ワーニング表示と情報の連携、設定・解除の確実さが重要と考えます。表示が地味だったり、支援者の入力解除が他の制限・注意項目と操作権限が重なったりする。他システム（複数のサーバ）へ連携するため住登外者の取り扱いをどうするか。例えば附属する宛名システムから特別に基盤へ流す必要はないか。</p>
自治体 F	<p>【対応】 現況、被害者単位で支援開始日・終了日のデータのみを、住基から他業務連携しています。残りの情報は支所内での紙情報で共有しています。オンライン画面は世帯情報画面の中央上部に赤字で「DV・ストーカー有」と記載しています。データ登録・証明発行は個人権限付与ではなく、専用ICカードを貸出簿記載で借り受けて操作します。他都市への通知等はシステム化できていません。</p> <p>【趣旨・理由】 ベンダーよりDV管理機能のパッケージオプションをリリースするとの話があり、5年間の現行契約途中でも追加するかの検討を行っています。支所より事務負担軽減のため導入して欲しいとの要望を受けている状況です。</p>
自治体 G	<p>自治体 G では、住民窓口担当課が、住民登録外者も含め一元管理を行っている。住民登録外者の管理も合わせて検討が必要と考える。</p> <p>DV 関係は、証明書発行等にも関わる重要機能であり、過去の事件を踏まえれば、トラブル防止のために必要な項目・機能を全て装備する方向で検討を進めるべきと考える。</p>
自治体 H	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メモ機能を使い支援対象者である旨のポップアップ画面が出るようにしている。 ・対象者の個人画面上に支援対象者とわかる目印（氏名の最初に▼）の表示がある。 ・証明書発行時に支援対象者である旨のポップアップ画面が出る。 ・ポップアップ画面内の発行用フラグをチェックしないと証明書の発行は出来ない。 ・住基システムで登録した情報が他システムにも反映 <p>【趣旨・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の住所情報が第三者に漏れることを防ぐため。 ・職員への注意喚起 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の住所について、初期表示をアスタリスクとし、責任者による非表示解除を検討中（システムには既に機能有）
自治体 I	<p>【対応】 データ管理者：住民窓口担当課</p>

自治体名	対応
	<p>警察署、裁判所通知に基づき抑止設定を行う。抑止設定の申請から一年等経過するまでに、継続または取消する本人確認を行う。機能では、DV抑止を実施すると予め定めたオンライン機能、帳票関係が一斉に抑止。その後、該当者一覧により、各所管部署において個別業務毎に抑止を解除または設定の継続を行う。</p> <p>(1-2) 機微情報</p> <p>DV以外の該当者については、上記DV関係と同様の措置を行いたいものの、庁内におけるデータ管理者等が定まっておらず、各受付した窓口が主管課となり、業務毎個別に対応。</p> <p>【対応の趣旨・理由】</p> <p>DV対象者の取り扱いについては、該当者へ状況に応じた個別対応が難しく時間を要す。そこで一旦は、一律に高いセキュリティ要件を施し、業務主管課毎に設定条件を最適化させデータを守る。</p>
自治体 J	<p>DV支援措置対象者の共有は、現行ベンダではシステム対応がなされていないため、文書等での共有を選挙管理委員会とのみ行っています。オープン化後は標準機能を利用し関係各課と共有する予定です。</p>
自治体 K	<ul style="list-style-type: none"> ・住民窓口担当課をDV担当の責任課として、DVの住基事務について運用を行っており、各課で帳票の申請請求があった場合にDV対象かを識別してもらう必要があるため、DV担当責任課（住民窓口担当課）による、DV対象者への帳票発行制限機能が必須となる。 ・帳票発行制限に伴い、取扱注意の注意喚起を意図として、全庁的に警告メッセージが表示される、また、帳票関係が発行できないよう即時連携される機能が必須となる。 ・DV対象者については、コンビニ交付の発行はできない運用としているため、コンビニ交付の情報連携も即時連携が必要となる。 ・発行制限に区分（発行禁止、本人のみ発行許可、制限付き発行許可、発行時に注意あり）があり、DV対象者は基本、『発行禁止』区分で事務運用している。対象者が窓口で帳票の申請で窓口来庁した際、制限の区分を変更して、帳票を発行している。よって、発行制限に区分分けできる機能が必須となる。 ・次期システムへの移行後は、機能の拡充があったため、住登者のDVは引き続き市民課、住登外者で発行制限が必要なものは宛名担当課で管理する予定。
自治体 L	<p>DVは注意情報として、システム上付箋対応されている。期間は1年間で更新をしている。</p> <p>DV管理自体は、システムの標準機能を使用している。</p>